

千葉県上水道給水装置設置等資金融資要領

この要領は、千葉県上水道給水装置設置等資金融資要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 要綱第2条第1項第1号の市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準は、別表1に掲げるとおりとする。

第2 次に掲げる事項については、市長と取扱金融機関が協議し、年度ごとに覚書を締結し、定めるものとする。

- （1）要綱第3条第1項に定める預託金の額及び同条第2項に定める預託期間及び預託利率
- （2）要綱第4条に定める取扱金融機関の資金の額
- （3）要綱第7条に定める融資額に対する利子

第3 要綱第9条第1号ウに定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書は、次の各号の一に該当するものとする。

- （1）千葉県保健福祉局医療衛生部環境保健研究所長が発行したもの
- （2）計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したもの
- （3）千葉県環境局環境保全部環境規制課長が通知したもの
- （4）水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第20条第3項又は第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が発行したもの

第4 要綱第11条に定める融資実行結果報告書は、取扱金融機関が融資実行後速やかに市長に報告するものとする。

第5 要綱第15条に定める利子補給の率は、同第7条で定める融資利率とする。

第6 利子補給金は次のとおりとする。

$$\frac{\text{利息} \times \text{利子補給の率}}{\text{融資利率}} = \text{利子補給金}$$

第7 利子補給金の交付は年1回とし、その時期は毎年度末とする。

第8 この要領に定めのない事項については、市、取扱金融機関協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 2 月 9 日から施行する。

別表 1

必要項目	飲用に適すると考えられる基準
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	五度以下であること。
濁度	二度以下であること。